

# 令和6年度北海道戦没者追悼式会場整備委託業務処理要領

## 1 目的

この要領は北海道（以下「委託者」という。）が、受託者に委託する北海道戦没者追悼式会場整備業務（以下「委託業務」という。）の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務内容

### (1) 概要

道では、さきの大戦における北海道関係戦没者に対し、全道民が追悼の誠を捧げ、平和への誓いを新たにするため、昭和39年から北海道戦没者追悼式（以下「式典」という。）を実施している。令和6年度の式典を実施するため、式典会場の整備等を行う。

### (2) 式典の実施日時及び場所

ア 日時 令和6年（2024年）7月31日（水） 11:53～13:00（予定）

イ 場所 北海道立真駒内公園屋内競技場（札幌市南区真駒内公園1-1）（以下「式典会場」という。）

### (3) 委託業務の内容及び実施日時、場所

#### ア 式典に使用する標柱の表面加工及び養生

(ア) 日時 別に指示する日時による

(イ) 場所 北海道立衛生研究所（札幌市北区北19条西12丁目）及び式典会場内

#### イ 式典会場の設営

(ア) 日時 令和6年7月30日（火） 8:30～17:30

(イ) 場所 式典会場内

#### ウ 式典終了後の舞台等の撤去、標柱の養生及び式典会場の現状復旧

(ア) 日時 令和6年7月31日（水） 13:20～17:00

(イ) 場所 式典会場内及び北海道立衛生研究所（札幌市北区北19条西12丁目）

## 3 業務の処理方法

### (1) 共通事項

ア 委託業務の実施にあたっては、契約書第5条の業務担当員（以下「業務担当員」という。）の指示に従うとともに、道が別に委託する「北海道戦没者追悼式特設台等会場設営業務」を受託する事業者（以下「特設台設営事業者」という。）と適切に連絡調整を行いながら実施すること。

イ 委託業務に使用する資材は、品質の良い最適なものを使用すること。また、消耗品等が必要な場合は、円滑に供給を行うこと。

ウ 委託業務により作成する成果品は、正常な品質及び安全性を確保すること。また、業務担当員が指示する場合は、式典の実施に支障が無いよう速やかに点検や補正等を行うとともに、その結果を業務担当員に報告すること。

エ 式典会場の設営及び撤去においては、式典会場内に固定用の資材（釘、ねじ、針金、画鋏など）が残置されることがないように、作業時の養生や飛散防止対策を十分に行うこと。

オ (2)～(4)の各作業終了時には、現地において業務担当員の確認を受けること。また、各作業時及び作業終了後は写真撮影等を行い記録し、実績報告書に添付して提出すること。

## (2) 式典に使用する標柱の表面加工及び養生

ア 標柱を保管している北海道立衛生研究所において、標柱表面の傷を補修して表面を研磨し、平坦に補修した上に、砥の粉で白塗り等の加工を行い、標柱に文字を揮ごうできる状態にする。加工作業終了後は、標柱に対して適切な養生を行う。

イ 道が別に委託する配送業者が表面加工後の標柱を北海道立衛生研究所から式典会場に移送を行った後、式典会場内で道が依頼する書家が揮ごうを実施する際に必要な対応を行う。

また、揮ごうを実施した後は、式典会場内の別に指示する場所に保管するとともに、会場設営までの間に汚損することがないように適切な養生を行う。

ウ 各作業にあたっては、周辺施設や設備等が汚損することがないように適切な養生を行うとともに、作業終了後は現状復旧を行う。

## (3) 式典会場の設営

ア 式典会場のメインアリーナ（以下「メインアリーナ」という。）内にフロアシート及び人工芝を設置する。（別紙1）また、人工芝の継ぎ目が浮かないようテープにより固定する。

なお、参列者に高齢者が多いことから躓きの原因とならないよう確実に固定すること。

イ メインアリーナ内に舞台（幅 19.2m×奥行き 9.6m×高さ 0.6m）を設置する。（別紙1）

ウ 標柱（木製／幅 0.45m、奥行 0.45m、高さ 3.15m）を台座（木製／幅 1.6m、奥行 1.2m、高さ 0.45m）に取り付け、特設台設営事業者が舞台に設置する特設台及び標柱の台の上に設置する。（別紙2）

エ 特設台設営事業者が用意する階段等を所定の位置に設置する。（別紙2）

オ 舞台、メインアリーナ、控室及び受付に、演台、椅子及び机を配置する。（別紙3～5）

カ 式典会場内及び式典会場の敷地内に誘導用のテープを貼り付ける。また、式典会場内の立入制限区域に立入防止用具を設置する。（別紙4）

## (4) 式典終了の舞台等の撤去、標柱の養生及び式典会場の現状復旧

ア 式典終了後、特設台設営事業者と連携して舞台を解体し撤去する。また、標柱を台座から取り外し、保管に必要な養生を行う。

イ 舞台、メインアリーナ、控室及び受付に配置した演台、椅子及び机を撤去する。また、式典会場内及び式典会場の敷地内に貼付した誘導用のテープ及び立入制限区域の立入防止用具を撤去する。

ウ メインアリーナ内のフロアシート及び人工芝を撤去する。

エ アからウの撤去が終了後に清掃を行い、現状復旧の確認を行う。

## 4 健康・衛生管理

(1) 業務処理責任者は、式典会場の入場前に作業員全員の健康チェック等を行い、発熱など体

調不良の作業員が確認された場合は、作業を担当させないこと。

- (2) 委託業務により発生したゴミは、式典会場の運営事業者の取り決めに従い適切に廃棄すること。また、作業員が使用したマスクや食事等で発生したゴミは、式典会場内に廃棄せず持ち帰って適切に廃棄すること。

## 5 業務処理計画書

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、委託者と協議を行った上で、次の項目を明記した業務処理計画書（別記1号様式）を提出し、委託者の承認を求めものとする。

ア 業務処理日程

イ 業務を実施する人工数

ウ 作業責任者の職氏名

エ 作業する車両の種類、車両ナンバー及び入退場日時

オ その他業務の実施にあたり必要な事項

- (2) 受託者は、(1)の承認後、業務処理計画書の内容に変更の必要があると認める場合は、変更計画書を提出し、委託者に承認を求めものとする。

## 6 実績報告書

受託者は、委託業務を完了したときは実績報告書（別記2号様式）を提出するものとする。

## 7 再委託について

- (1) 再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

ア 次の事項を記載した書面

(ア) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所

(イ) 再委託する業務の範囲

(ウ) 再委託する理由及びその必要性

(エ) 再委託の契約金額

(オ) 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制

(カ) 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

- (2) 再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。
- (3) 再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。
- (4) 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること。

## 8 その他

この要領に定めのない事項については、委託者の指示によるものとする。